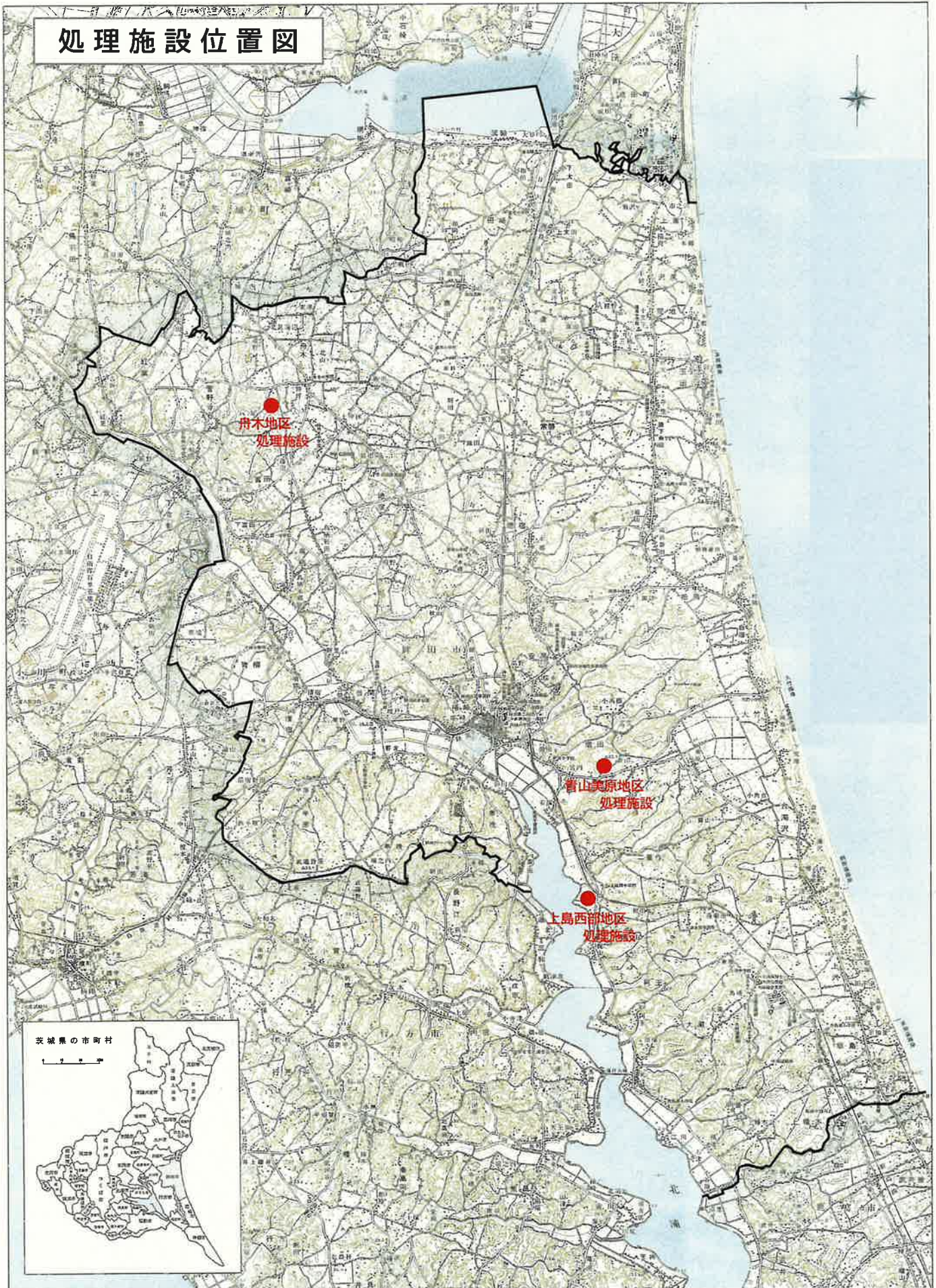


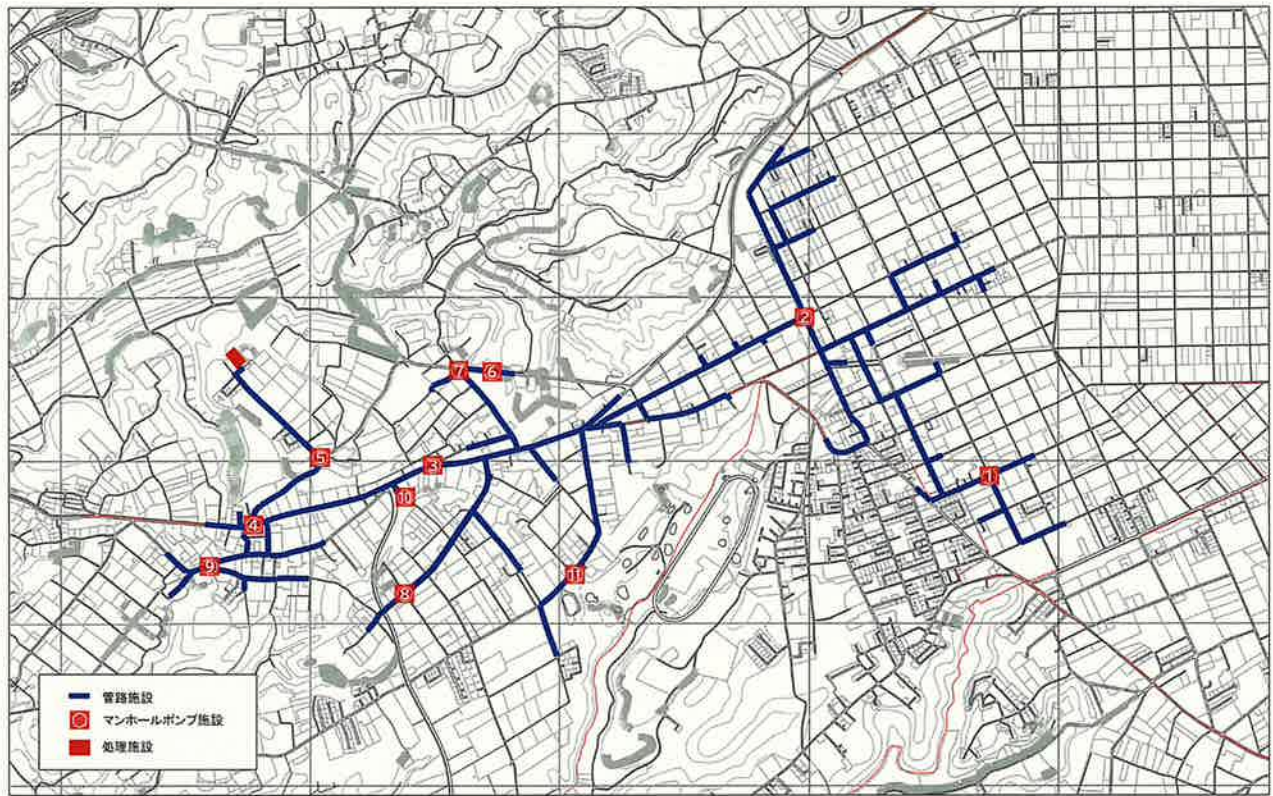
物 品 購 入 等 設 計 書

執行 年度	令和7年度	市 長		部 長		課 長		係 長		課 長		設計者						
調達 番号		案件名	銚田市農業集落排水処理施設運転管理等業務委託															
納入場所		銚田市 畑田 地内 外																
	農業集落排水処理施設運転管理等業務 処理施設運転管 マンホールポンプ維持管理 ※対象施設 青山・美原地区 上島西部地区 舟木地区										納入期限		令和8年4月1日から令和11年3月31日					
											保証期間		日 間					
											起案年月日		年 月 日					
											納入年月日		年 月 日					
											延期，中止		月 日 ～ 月 日 日 間					
											売渡人		住所					
氏名																		
						物 品 購 入 等 設 計 書								銚 田 市				
起 変 工 更 理 由	農業集落排水処理施設の機能維持を図るため保守点検及び運転管理を委託するもの。																	
費 目			起 工			第 回 変 更			第 回 変 更			増 △減						
物 品 等 購 入 価 格																		
物 品 価 格																		
消費税及び地方消費税相当額																		
物 品 購 入 等 決 定 額																		
変 更 物 品 等 価 格 算 定 基 準																		
変更物品価格＝変更積算物品価格×請負比率(物品等購入決定額/物品等購入価格)																		
※請負比率は小数点7位を切り捨て，6位止めとする。																		
変更積算物品等購入価格			×			請 負 比 率			＝			変 更 物 品 価 格						

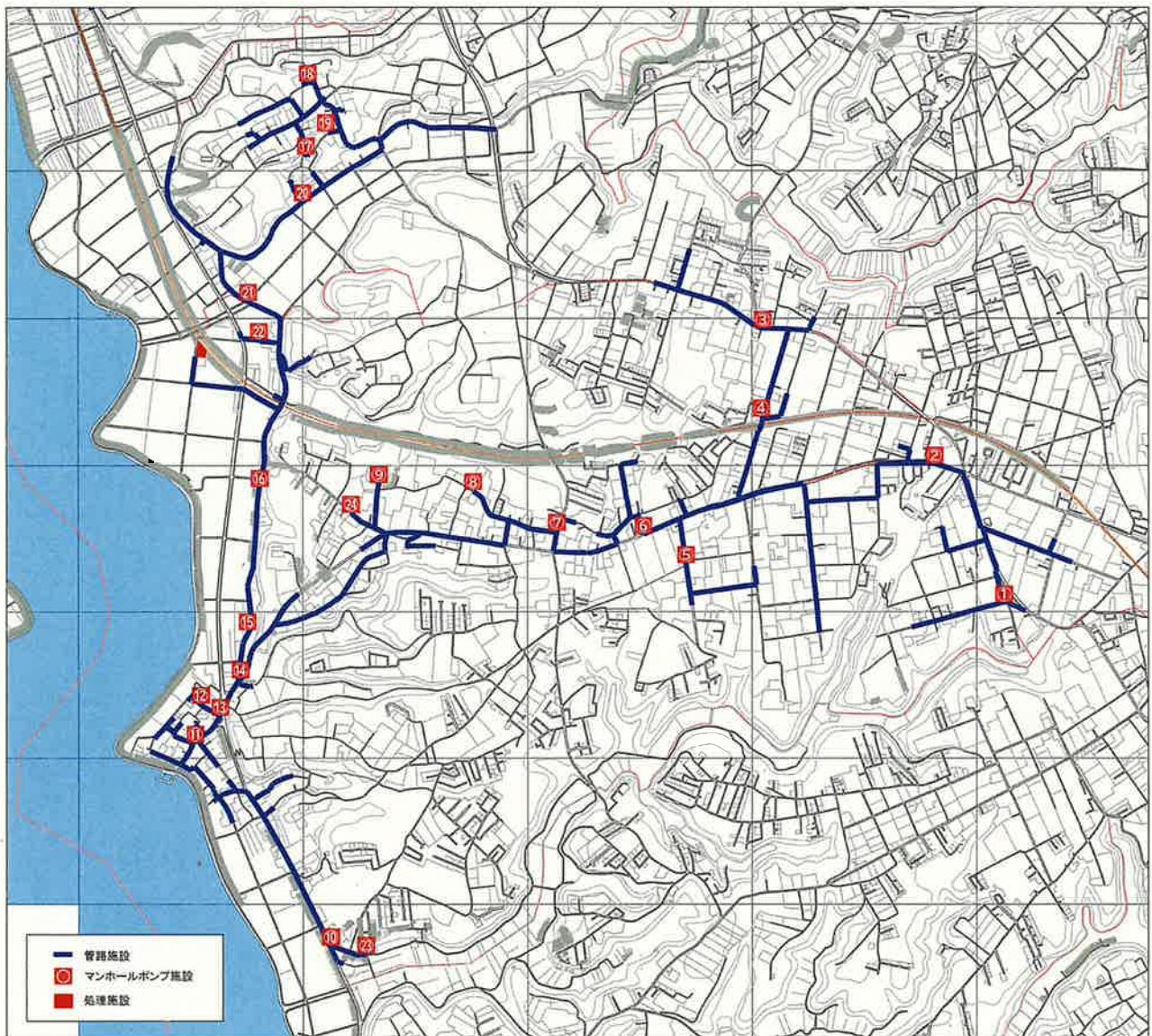
処理施設位置図



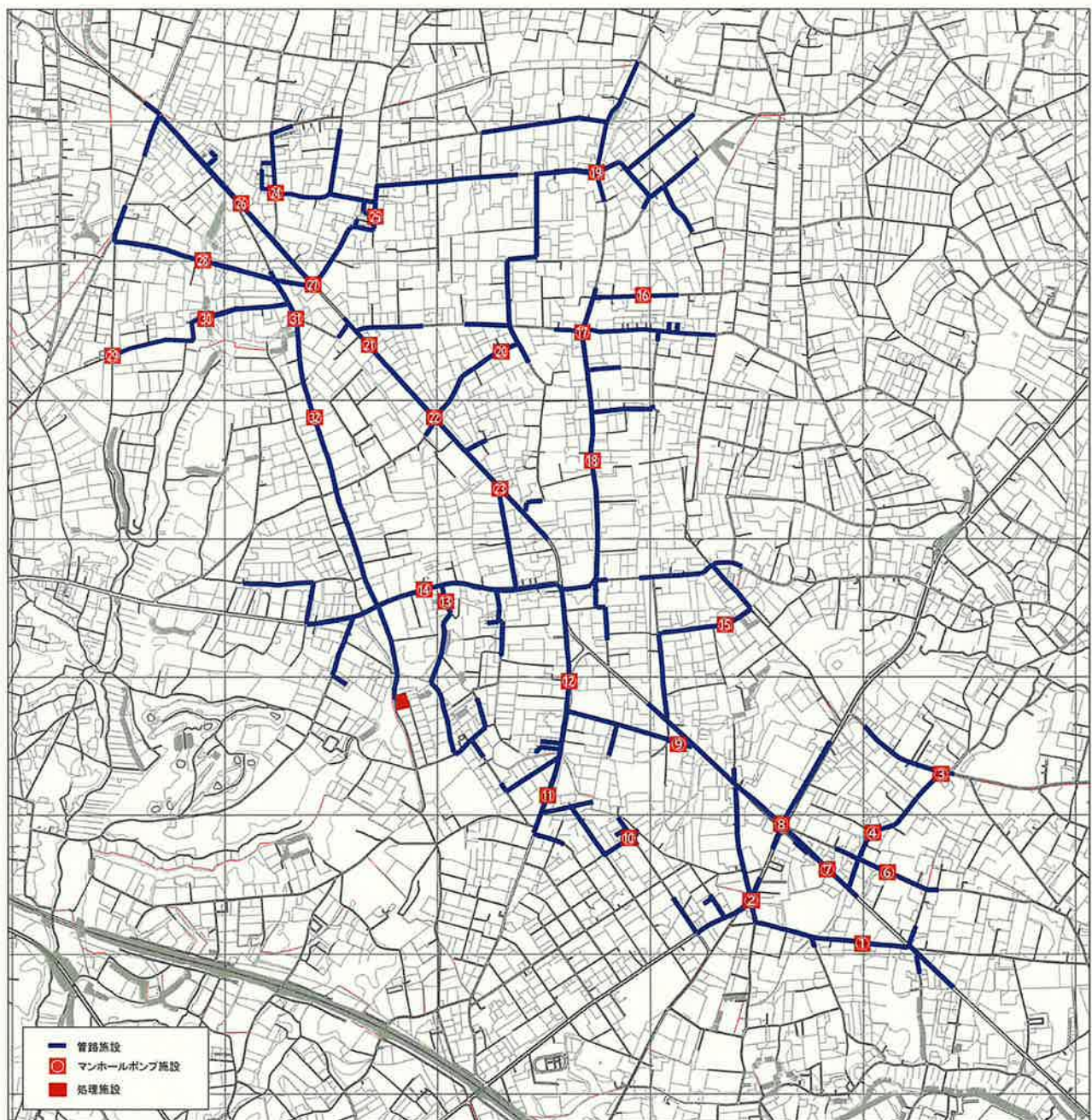
青山美原地区農業集落排水事業



上島西部地区農業集落排水事業



舟木地区農業集落排水事業



項 目 名	数 量	単 位	金 額	備 考
処理施設運転管理				
直接業務費(3箇年)				
直接業務費(単年)				
青山地区(単年)	1.0	式		
上島西部地区(単年)	1.0	式		
舟木地区(単年)	1.0	式		
直接経費(3箇年)				
直接経費(単年)				
青山地区(単年)	1.0	式		
上島西部地区(単年)	1.0	式		
舟木地区(単年)	1.0	式		
率計上分(単年)				
技術経費				
技術研究費				
技術報酬費				
間接業務費				
業務原価				
諸経費				
業務価格				
改め				①

項 目 名	数 量	単 位	金 額	備 考
マンホールポンプ場維持管理				
直接業務費(3箇年)				
直接業務費(単年)	1.0	式		
青山地区(単年)	1.0	式		
上島西部地区(単年)	1.0	式		
舟木地区(単年)	1.0	式		
直接経費(3箇年)				
直接経費(単年)	1.0	式		
青山地区(単年)	1.0	式		
上島西部地区(単年)	1.0	式		
舟木地区(単年)	1.0	式		
率計上分(単年)				
技術経費				
間接業務費				
業務原価				
諸経費				
業務価格				
改め				②
業務価格計				①+②
消費税相当額				
業務委託費				

様式第45号(その1)(第98条関係)

物 品 購 入 等 内 訳 書

[illegible]

第 A-1-1 号											
処理施設保守点検業務費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 品 料 質	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
担当技術者					人						
作業員					人						
計											
一式当り											

第 A-1-2 号												
水質試験業務費												
一式 当 一 位 代 価 表												
名 称	材 料 質 品	長	断 寸	面 法	単 量 総	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
							材 料	歩 掛				
水質試験(処理施設放流水)						式	1.0					第B-1号代価表
水質試験(処理機能調整)						式	1.0					第B-2号代価表
計												
一式当り												

第 A-1-3 号											
マンホールポンプ保守点検業務費 一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質	長	断 面 法	単 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
担当技術者					人						
作業員					人						
計											
一式当り											

第 A-1-4 号											
処理施設薬品費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質 品	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
有機系塩素剤(有効塩素99%)					kg	240.0					
塩化第二鉄					kg	2,000.0					
高分子凝集剤					kg	220.0					
計											
一式当り											

第 A-1-5 号											
マンホールポンプ安全費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質 品	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
交通誘導員					人						
クレーン付トラック (2t・2t吊り)					日						
高圧洗浄機 (30.1L/min・4.9MPa)					日						
小型発電機 (60kVA)					日						
計											
一式当り											

様式第45号(その1)(第98条関係)

物 品 購 入 等 内 訳 書

[illegible]

第 A-2-1 号												
処理施設保守点検業務費						一式 当 一 位 代 価 表						
名 称	材 料 質	長	断 寸	面 法	単 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
							材 料	歩 掛				
担当技術者						人						
作業員						人						
計												
一式当り												

第 A-2-2 号												
水質試験業務費												
一式 当 一 位 代 価 表												
名 称	材 料 品 質	長	断 面 寸 法	単 量 総 量	単 位	員						

第 A-2-3 号											
マンホールポンプ保守点検業務費 一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質	長	断 面 法	単 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
担当技術者					人						
作業員					人						
計											
一式当り											

第 A-2-4 号											
処理施設薬品費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質 品	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
有機系塩素剤(有効塩素99%)					kg	130.0					
塩化第二鉄					kg	2,000.0					
計											
一式当り											

第 A-2-5 号											
マンホールポンプ安全費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質 品	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
交通誘導員					人						
クレーン付トラック (2t・2t吊り)					日						
高圧洗浄機 (30.1L/min・4.9MPa)					日						
小型発電機 (60kVA)					日						
計											
一式当り											

様式第45号(その1)(第98条関係)

物 品 購 入 等 内 訳 書

[illegible]

第 A-3-1 号											
処理施設保守点検業務費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 品 料 質	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
担当技術者					人						
作業員					人						
計											
一式当り											

第 A-3-2 号																
水質試験業務費													一式 当 一 位 代 価 表			
名 称	材 料 品 質	長	断 面 寸 法	單 量 總 量	單 位	員 数		單 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要					
						材 料	歩 掛									
水質試験(処理施設放流水)					式	1.0					第B-1号代価表					
水質試験(処理機能調整)					式	1.0					第B-2号代価表					
計																
一式当り																

一 式 当 一 位 代 価 表

銚田市

第 A-3-4 号											
処理施設薬品費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質 品	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
有機系塩素剤(有効塩素99%)					kg	260.0					
塩化第二鉄					kg	2,300.0					
計											
一式当り											

第 A-3-5 号											
マンホールポンプ安全費											
一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 質 品	長	断 寸 面 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
交通誘導員					人						
クレーン付トラック (2t・2t吊り)					日						
高圧洗浄機 (30.1L/min・4.9MPa)					日						
小型発電機 (60kVA)					日						
計											
一式当り											

第 B-1 号											
水質試験(処理施設放流水) 一式 当 一 位 代 価 表											
名 称	材 料 品 質	長	断 面 寸 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
pH(水素イオン濃度)					回	12.0					
BOD(生物化学的酸素要求量)					回	12.0					
COD(化学的酸素要求量)					回	12.0					
SS(浮遊物質質量)					回	12.0					
T-P(全リン)					回	12.0					
T-N(全窒素)					回	12.0					
大腸菌数					回	12.0					
計											
一式当り											

第 B-2 号

水質試験(処理機能調整)

一式 当 一 位 代 価 表

名 称	材 料 品 質	長	断 面 寸 法	単 量 総 量	単 位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
						材 料	歩 掛				
pH(水素イオン濃度) ※流量調整槽, 脱離液					回	8.0					
BOD(生物化学的酸素要求量) ※流量調整槽					回	4.0					
COD(化学的酸素要求量) ※流量調整槽					回	4.0					
SS(浮遊物質) ※流量調整槽, 脱離液					回	8.0					
T-P(全リン) ※流量調整槽					回	4.0					
T-N(全窒素) ※流量調整槽					回	4.0					
S-BOD(酸素要求量) ※回分槽流出水					回	4.0					
NH ₄ -N(アンモニア性窒素) ※回分槽流出水					回	4.0					
NO ₂ -N(亜硝酸性窒素) ※回分槽流出水					回	4.0					
NO ₃ -N(硝酸性窒素) ※回分槽流出水					回	4.0					
MLSS(活性汚泥浮遊物質) ※回分槽					回	4.0					
MLVSS(活性汚泥有機浮遊物質) ※回分槽					回	4.0					
計											
一式当り											

銚田市

銚田市農業集落排水処理施設運転管理等業務委託仕様書

第1章 総 則

（目的）

第1条 本仕様書は、銚田市（以下「発注者」という。）が発注する農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ施設（以下「農集排水処理施設」という。）の委託業務に適用するものであり、受託者が本仕様書に基づき適正に業務を遂行することを目的とする。

（業務の履行）

第2条 受託者は、農集排水処理施設の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書及びその他関係書類等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

（業務の範囲及び業務内容）

第3条 本業務の委託範囲及び業務内容は、第2章に定めるとおりとする。

（受託者の資格）

第4条 本業務は、茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に規定する登録及び国土交通省下水道処理施設維持管理業者登録を有するものでなければならない。

（有資格者）

第5条 受託者は本業務の履行にあたり、次の各号の有資格者を配置すること。

- （1） 浄化槽法に定める技術管理者の有資格者
- （2） 第3種下水道技術検定又は下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者並びに下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者
- （3） 第1種電気工事士
- （4） 酸素欠乏及び硫化水素危険作業主任者
- （5） その他労働安全衛生関係で義務付けされた必要な資格

（契約期間及び業務履行期間）

第6条 契約期間は契約締結日から令和11年3月31日までとし、業務履行期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

なお、契約手続き完了後、業務開始までに必要な環境整備等を行い、4月1日から遅滞なく業務ができるようにすること。業務を引継いだ場合は、委託契約開始までを業務引継期間とし、引継ぎ実施期間中にマニュアルを作成し発注者の承認を得ること。

（法令等の遵守）

第7条 受託者は、業務の履行にあたっては、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法等の関係法規及び運転管理業務の履行に必要な関係各法令を遵守しなければならない。

（監督員の選任及び業務）

第8条 発注者は監督員を定め、氏名その他必要事項を書面にて受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員の業務は、次のとおりとする。

- （1） 契約の履行について総括責任者との協議
- （2） 業務履行計画書の承諾又は協議
- （3） 検査及び監督業務

（総括責任者の選任及び職務）

第9条 受託者は総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に報告しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、現場の最高責任者として業務の適正かつ円滑な遂行を図るとともに、次の各号に掲げる事項について努めること。

- （1） 本業務従事者の指揮監督を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- （2） 契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、効果的、経済的な運転に努めること。
- （3） 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

（緊急時の措置）

第10条 受託者は、設備等の故障、大雨、台風、地震及び農集排水処理機能に重大な支障が生じた場合に備え、技術者の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、予め体制を発注者に届け出なければならない。

2 受託者は、非常事態等が発生した場合においては、速やかに必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示にしたがわなければならない。

第2章 業務範囲及び業務内容

（所在地及び名称）

第11条 業務を履行する名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 銚田市青山地区農業集落排水処理施設
所在地 茨城県銚田市畑田 2208 番地 69
マンホールポンプ施設数 11 箇所
- （2） 名 称 銚田市上島西部地区農業集落排水処理施設
所在地 茨城県銚田市梶山 2596 番地
マンホールポンプ施設数 24 箇所
- （3） 名 称 銚田市舟木地区農業集落排水処理施設
所在地 茨城県銚田市上富田 1881 番地 1
マンホールポンプ施設数 31 箇所

（業務の内容）

第 12 条 業務の内容は施設の運転及び管理に必要な事項を基本とし、概要は次に示す各号のとおりとする。ただし、内容については発注者と受託者の協議によるものとする。

- （１） 農集排水処理施設運転業務
 - ① 農集排水処理施設各設備の運転監視及び操作
 - ② 運転管理記録の作成
- （２） 農集排水処理施設保守点検業務
 - ① 農集排水処理施設各設備機器の巡回点検及び調整
 - ② 保守点検等記録の作成
- （３） 水質検査業務
 - ① 農集排水処理施設の運転管理上で必要となる水質検査
 - ② 異常発生時における水質検査
 - ③ 水質検査結果記録の作成
- （４） 物品等管理業務
 - ① 農集排水処理施設で使用する消耗品、薬剤等の調達及び管理
- （５） 補修作業等業務
 - ① 予備品・部品の取替及び付属機器の分解清掃等
 - ② 軽工具を用いて短時間で完了する補修作業
- （６） 緊急対応業務
- （７） その他業務上、必要と認められる諸作業

（適用除外）

第 13 条 次に掲げる業務は委託範囲から除外する。

- （１） 汚泥場外搬出処分費（し渣、沈砂、余剰汚泥、ごみ等を含む）
- （２） 専門的な機器修繕業務
- （３） 法定点検等（電気設備、消防設備）
- （４） 場内植栽管理

（業務形態）

第 14 条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

- （１） 農集排水処理施設の運転管理業務 （1 回／週）
- （２） 農集排水処理施設運転管理のために行う水質試験業務 （1 回／月）
- （３） マンホールポンプ場の維持管理業務
巡回及び点検（1 回／月）、引き揚げ点検及び清掃（1 回／年）
- （５） 緊急対応業務 必要の都度
- （６） その他業務 必要の都度

（業務体制）

第 15 条 本業務従事者は、受託者と直接かつ恒常的な雇用関係のある者とする。

- 2 業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、農集排水施設の汚水量等により常勤の必要がないと判断できるときは、発注者と受託者で協議のうえ決定する。
- 3 受託者は、各業務を円滑に履行できる人員の配置をすること。また、運転操作及び運転監視業務を履行する時間外においても、異常が発生した場合に備え、24時間緊急体制を確立しておかなければならない。

（業務管理）

第16条 受託者は、本業務の内容を十分認識し、責任をもって業務を履行すること。

- 2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関連法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡すること。
- 3 受託者は、農集排水処理施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、農集排水処理施設の維持管理に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

（安全管理）

第17条 受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

（安全教育及び訓練）

第18条 受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、農集排水処理施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

- 2 受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

（完成図書、器具等の貸与）

第19条 受託者が業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）、農集排水処理施設保有の工具類・安全対策器具、水質測定器具等は発注者が貸与する。

- 2 貸与品については台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

（整理整頓等）

第20条 受託者は、施設建物及びその周辺について、常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理しなければならない。

（諸室等の自主管理）

第21条 受託者は、農集排水処理施設の一部を事務所として使用する場合には、監督員の許可を受けるとともに、受託者の責任において管理を行わなければならない。また、使用期間中に受託者の責め

に帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧すること。

第3章 業務書類等

（業務書類等）

第22条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- ① 着手届（令和8年4月1日）
- ② 総括責任者選任届（契約締結後7日以内）
- ③ 業務履行計画書（契約締結後14日以内）
- ④ 貸与品等借用書（貸与品等を受ける日から7日以内）
- ⑤ その他必要なもの

（業務履行計画書）

第23条 受託者は、履行期間の業務履行計画書を作成し、業務履行計画書には、次の事項について記載すること。

- （1）業務概要に関すること。
- （2）現場組織に関すること。
- （3）業務実施計画に関すること。
- （4）業務方法に関すること。
- （5）安全衛生管理に関すること。
- （6）その他必要事項

（業務実施計画書及び業務完了報告書等）

第24条 受託者は、月間の業務履行に関する業務実施計画書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は計画書に添付して提出すること。業務実施計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

- 2 受託者は、前項の当該月の業務実施計画に基づき業務を完了したときは、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出すること。
- 3 受託者は、年度の業務を完了したときは、農集排水処理施設維持管理年報を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、農集排水処理施設維持管理年報に添付して提出すること。
- 4 受託者は、業務が完了したときには契約業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

（業務記録等の整備）

第25条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類等を整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項はこの限りではない。

第26条 受託者は、委託期間中、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 当該月に係る月間業務計画として、次の各号に掲げる計画書を前月末までに提出すること。
- ① 運転管理業務実施計画
 - ② 巡視点検業務実施計画
 - ③ 保守点検業務実施計画
 - ④ 物品等管理調達業務実施計画
 - ⑤ その他当該月において実施を予定する業務に関する計画
- (2) 当該月に係る月間業務完了報告として、次に掲げる報告書を翌月の 5 日までに提出すること。
- ① 運転管理業務報告（日報及び月報）
 - ② 巡視点検業務報告（日報及び月報）
 - ③ 保守点検業務報告
 - ④ 物品等管理調達業務報告
 - ⑤ 故障等緊急対応・措置報告
- (3) 当該年度に係る年度業務完了報告として、次に掲げる報告書等を年度終了から 14 日以内に提出すること。
- ① 運転管理業務年報
 - ② 巡視点検業務年報
 - ③ 保守点検業務年報
 - ④ 物品等管理調達業務年報告
 - ⑤ 設備補修年報告
 - ⑥ 農集排水処理施設管理状況説明（考察・所見等）

（業務検査）

第 27 条 受託者は、当該月及び契約業務終了時に、発注者の業務検査を受けなければならない。また、発注者は契約期間中いつでも受託者の業務検査を行うことができる。

第 4 章 業務要領

（運転業務の要領）

- 第 28 条 受託者は、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたらなければならない。
- 2 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、通常運転以外に、故障、事故時において迅速かつ適切に処理できるよう心掛けなければならない。
 - 3 運転業務の対象施設は、別表 1 のとおりとする。

（巡視点検）

- 第 29 条 農集排水処理施設の巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。
- 2 巡視点検の項目等については、発注者と受託者が協議のうえ定める。
 - 3 巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値

等に注意しなければならない。

- 4 巡視点検結果は、前項に記載する内容について記録しなければならない。なお、巡視点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。

（就業の制限）

第 30 条 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱い等にあつては、有資格者以外の者が行つてはならない。

（保守点検業務の要領）

第 31 条 農集排水処理施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うものとする。

- 2 保守点検の対象機器は、別表 2 に記載するとおりとする。
- 3 保守点検の内容は、発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- 4 受託者は、仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従つて設備点検にあたらなければならない。
- 5 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的などを熟知し、通常運転以外に、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。
- 6 有資格者を必要とする点検は、有資格者の配置をして行わなければならない。
- 7 受託者は、設備機器の状態、点検結果について報告書に記録しなければならない。

（水質検査業務の要領）

第 32 条 農集排水処理施設の運転管理に必要な水質等の検査を行うものとする。

- 2 検査項目及び頻度等は、別表 3 に示すとおりとする。
- 3 検査は、業務の履行に必要とする関係法令等を熟知し、その定めるところにより行うこと。

（物品等管理業務の要領）

第 33 条 物品等管理業務とは、農集排水処理施設の運転管理に要する消耗品、薬剤、薬品、油脂類等の管理及び調達とする。

- 2 物品等管理の対象品は、別表 4 に記載するとおりとする。
- 3 物品等管理の実施は、次のとおりとする。
 - （1）管理者を設け、保管・取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。
 - （2）種類、使用量、残量等を的確に把握するため、物品等管理台帳を作成し管理すること。
 - （3）適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転や処理機能等に影響が出ないようにするとともに、品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の高いものについては、納期を十分考慮したうえで調達を行うこと。
- 4 受託者は、納入品及び量等を報告書に記録しなければならない。

（緊急対応業務の要領）

第 34 条 緊急通報に備えて携帯電話を常時携帯し、通報があつた場合速やかに対応するとともに、出勤にあつては発注者へ連絡すること。

- 3 緊急により発見した事故若しくは故障の不良箇所等については、応急措置を講ずるとともに、速やかに事故等の発生原因、被害状況、経過等について発注者に報告すること。

第5章 その他

（経費等の負担）

第35条 受託者が負担する経費は、業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費等とし、次に定めるものとする。

- （1） 筆記用具、用紙等の事務用品
 - （2） 作業服、ヘルメット、手袋等の安全保護具・機器
 - （3） 設備点検及び簡易な修理に使用する工具・器具
 - （4） 巡回車両及び車両維持経費
 - （5） 浄化槽法第11条に規定する水質検査費用
 - （6） 薬品、薬剤、油脂類で別表3に定めるもの
- 2 業務上必要とする次の経費は発注者が負担する。その受け渡し及び取扱いの注意事項については、発注者の指示に従うものとする。
- （1） 法定点検等（電気設備、消防設備）
 - （2） 光熱水費（電気、水道、ガス）
 - （3） 通信費（非常用通報装置等）
 - （4） 汚泥場外搬出処分費（し渣、沈砂、余剰汚泥、ごみ等を含む）
 - （5） 小修理に関わる交換部品等
 - （6） その他発注者が負担することが適当と認められるもの
- 3 施設内の備品等は発注者の承諾なく使用しないこと。なお、使用する場合は事前に使用許可願いを提出のうえ使用すること。

（委託料の支払い）

第36条 委託料の支払いは月払いとし、請求書により当該月分を翌月支払うものとする。

（賠償責任）

第37条 契約期間中に受託者の責により生じた維持管理上の不備、誤操作等による機器等の破損及び故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替により解決するものとする。ただし、受託者以外の者による運転管理上の不備、過失及び災害、不測の事故等による場合はこの限りではない。

（疑義）

第38条 本仕様書に疑義を生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して定めるものとする。

別表 1 運転管理対象施設

(1) 処理施設

① 施設規模及び処理方法

	青山美原地区	上島西部地区	舟木地区
施設規模 (計画汚水量)	324m ³ /日	250m ³ /日	473m ³ /日
処理方式	高度処理型回分式活性汚泥方式+鉄脱リン装置		
	JARUS-XII G 型	JARUS-XII H 型	JARUS-XII H 型
汚泥処理	乾燥搬出	バキューム車搬出	

② 計画水質

項 目		流入水質 (mg/ℓ)	放流水質 (mg/ℓ)
全体計画	B O D	200	10
	S S	200	15
	T - N	43	15
	T - P	5	2

(2) マンホールポンプ施設

	青山美原地区	上島西部地区	舟木地区
施設数	11 箇所	24 箇所	31 箇所

別表2 保守点検作業内容及び回数

(1) 処理施設

作業項目	作業内容	青山 美原	上島 西部	舟木	担当 技術者	作業員	備考
準備・確認・片付け							
門扉・施設外周	開門・異常の確認・記録	52	52	52	○	○	
	閉門・施錠	52	52	52		○	
	防虫網・ガラリ等の掃除	2	2	2		○	
管理室	異常の確認・点検	52	52	52	○	○	
	換気・照明設備の掃除等	1	1	1		○	
動力制御・計装盤	異常の確認・記録	52	52	52	○	○	
	記録用紙の交換	4	4	4		○	
電灯分電盤	異常の確認	52	52	52	○	○	
点検蓋	状況の点検・開放	52	52	52	○	○	
	閉鎖	52	52	52	○	○	
	掃除	4	4	4		○	
	受け枠の点検	1	1	1	○	○	
作業器具	準備	52	52	52	○	○	
	片付け	52	52	52	○	○	
水質測定							
消毒槽	外観・残留塩素	52	52	52	○	○	
散水ポンプ槽	外観・pH	52	52	52	○	○	
回分槽No. 1	外観	52	52	52	○	○	
	pH・D0・ORP・MLSS・SV	52	52	52	○	○	
回分槽No. 2	外観	52	-	52	○	○	
	pH・D0・ORP・MLSS・SV	52	-	52	○	○	
汚泥濃縮槽	外観	52	52	52	○	○	
汚泥計量槽	外観	12	12	12	○	○	
	pH・D0・ORP	4	4	4	○	○	
点検作業							
消毒槽	運転状況の点検	52	52	52	○	○	
散水ポンプ槽	運転状況の点検	52	52	52	○	○	
回分槽No. 1	運転状況の点検	52	52	52	○	○	
回分槽No. 2	運転状況の点検	52	-	52	○	○	
現場操作盤	異常の確認	52	52	52	○		
汚泥濃縮槽	運転状況の点検	52	52	52	○	○	
汚泥貯留槽	運転状況の点検	12	12	12	○	○	
前処理・スクリーン室	異常の確認・点検	52	52	52		○	
汚泥計量槽	運転状況の点検	52	52	52	○	○	
自動微細目スクリーン	運転状況の点検	52	52	52	○	○	
流量調整槽	運転状況の点検	52	52	52	○	○	
	堆積物・機器等の点検	4	4	4	○	○	
細目スクリーン	運転状況の点検	52	52	52		○	
破砕機	運転状況の点検	52	52	52	○		
ばっ気沈砂槽	運転状況の点検	52	52	52	○		
自動荒目スクリーン	運転状況の点検	52	52	52		○	
ブロワ室	異常の確認・点検	52	52	52	○		

作業項目	作業内容	青山 美原	上島 西部	舟木	担当 技術者	作業員	備考
保守作業							
消毒槽	消毒剤の補充	12	12	12		○	
	堆積物等の除去	4	4	4	○	○	
散水ポンプ槽	堆積物等の除去	4	4	4	○	○	
	ポンプ等の保守	1	1	1	○	○	
回分槽No. 1	運転設定の調整	12	12	12	○		
	ポンプ等の保守	1	1	1	○	○	
回分槽No. 2	ポンプ等の保守	1	-	1	○	○	
汚泥濃縮槽	汚泥・スカムの移送	12	12	12	○	○	
	槽内の掃除	4	4	4		○	
汚泥貯留槽	槽内の掃除	4	4	4		○	
前処理・スクリーン室	換気・照明設備の保守	1	1	1		○	
汚水計量槽	堆積物等の除去	12	12	12	○		
自動微細目スクリーン	し渣の除去	12	12	12		○	
	堆積物等の除去等	4	4	4	○		
流量調整槽	堆積物等の除去	4	4	4	○	○	
	ポンプ等の保守	1	1	1	○	○	
破砕機	掃除	4	4	4		○	
ばっ気沈砂槽	調整・掃除	12	12	12	○	○	
自動荒目スクリーン	スクリーン本体の保守	12	12	12	○	○	
ブロワ室	機器の保守	4	4	4	○		
	ブロワ本体の保守	1	1	1	○	○	
計測機器	水位計の洗浄	12	12	12	○	○	
	D0 計の洗浄・校正	12	12	12	○	○	
	ORP 計の洗浄・校正	12	12	12	○	○	
	MLSS 計の洗浄・校正	12	12	12	○	○	
	汚泥界面計の洗浄・校正	12	12	12	○	○	
汚泥脱水乾燥運転							
汚泥引抜き・積込み		52			○		
脱水運転		52			○		
乾燥運転		52			○		
その他							
計画・報告書作成	日報の整理	52	52	52	○		
	年間管理計画の作成	1	1	1	○		
	月報の作成	12	12	12	○		
	年間報告書の作成	1	1	1	○		
立ち会い	法定検査立ち会い	1	1	1	○		
打合せ		12	12	12	○		

(2) マンホールポンプ施設

作業項目	作業内容	青山 美原	上島 西部	舟木	担当 技術者	作業員	備考
準備・確認・片付け							
施設外周	異常の確認・記録	132	288	372	○	○	
動力制御・計装盤	異常の確認・記録	132	288	372	○	○	
電灯分電盤	異常の確認	132	288	372	○	○	
作業器具	準備	132	288	372	○	○	
	片付け	132	288	372	○	○	
点検作業							
中継ポンプ場	運転状況の点検	132	288	372	○	○	
現場操作盤	異常の確認	132	288	372	○		
ポンプ	ポンプ等の保守	22	48	62	○	○	
その他							
月報の整理		12	12	12	○		
立ち会い	清掃時立ち会い	11	24	31	○		

別表 3 水質検査項目及び頻度

試験項目	検体採取箇所 放流水	処理機能調整水質検査 (4回/年)			
		流量 調整槽	回分槽	回分槽 流出水	脱離液
水素イオン濃度 (pH)	○	○			○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○			
化学的酸素要求量 (COD)	○	○			
浮遊物質 (SS)	○	○			○
全窒素 (T-N)	○	○			
全りん (T-P)	○	○			
大腸菌数	○				
酸素要求量 (S-BOD)				○	
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)				○	
亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)				○	
硝酸性窒素 (NO ₃ -N)				○	
活性汚泥浮遊物質 (MLSS)			○		
活性汚泥有機浮遊物質 (MLVSS)			○		

別表 4 物品等管理対象品

種 類	名 称
薬品等 【規格】	滅菌用固形塩素剤(次亜塩素酸カルシウム) 【有効塩素 70%以上】
	脱リン用無機凝集剤(塩化第二鉄液) 【濃度 38%以上】
	脱水機用両性高分子凝集剤 【中カチオン系】
消耗品等	Vベルト, 潤滑油等, 水質試験試薬, その他物品 (別途協議による)